

滋賀県地域情報化推進会議
第 40 回総会

【議案】

第 1 号議案 滋賀県地域情報化推進会議役員の選任(案)について

第 2 号議案 令和 6 年度事業報告および収支決算について

第 3 号議案 令和 7 年度事業計画(案)および収支予算(案)について

【報告事項】

令和 6 年度 ICT 利活用検討部会活動報告について

滋賀県地域情報化推進会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、滋賀県地域情報化推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、安全・安心で豊かな地域社会を築くために、企業、経済団体、学術研究機関、自治体等がお互いに連携・協調を図り、情報化意識の高揚と地域情報化への取り組みを進めることを目的とする。

(業務)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について活動を行う。

- (1) 会員相互間の情報交換や交流に関する事
- (2) 地域情報化関連の資料収集と提供に関する事
- (3) 情報通信技術活用の調査研究や提言等に関する事
- (4) 豊かな地域社会を築く情報化の普及啓発、人材育成のための研修等に関する事
- (5) 産学官連携による地域情報化活動の支援に関する事
- (6) その他推進会議の目的に資する事項

第2章 会員

(会員)

第4条 推進会議は、普通会员および特別会員で構成する。

- (1) 普通会员は、推進会議の目的に賛同する自治体、法人、団体等とする。
- (2) 特別会員は、会長が本会の目的を達成するために必要と認めたものとする。

(会費)

第5条 普通会员は、別に定める会費を納入する。

(入退会)

第6条 推進会議に入会しようとするものは、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 会員が退会する場合には、書面によって事務局に届け出るものとする。

第3章 役員

(役員)

第7条 推進会議に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

監事 2名

(役員の選任)

第8条 会長、副会長、監事は、総会において普通会员の代表者および特別会員の中から選任する。

(役員の職務)

第9条 会長は、推進会議を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指名した順序によりその業務を代行する。

3 監事は、推進会議の業務および会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(顧問および参与)

第11条 推進会議に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

第4章 総会

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) 規約の変更

(4) その他推進会議の運営に関する重要事項

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第13条 推進会議に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営委員で構成する。

3 運営委員は、会長が指名する。

4 運営委員会には、委員長を置き、委員長は運営委員の互選により選出する。

5 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること

(2) その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること

6 運営委員会は、第3条に定める業務の執行に関する企画、立案にあたる。

第6章 部会

(部会)

第14条 推進会議は、必要に応じて特定の事業、プロジェクトごとに部会を置くことができる。

2 部会の構成、設置および運営に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て、会長が別に定める。

第7章 会計

(経費)

第15条 推進会議に要する経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 推進会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(事務局)

第17条 推進会議の事務局は、滋賀県総合企画部 DX 推進課に置く。

第9章 補則

(細目)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な細目は、会長が別に定める。

付 則

1 この規約は、昭和63年3月24日から施行する。

2 設立当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、昭和64年3月末日までとする。

3 設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から昭和63年3月末日までとする。

付 則 (平成2年6月12日変更)

この規約は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年6月12日変更)

1 この規約は、平成4年4月1日から施行する。

2 この規約施行の際、改正前のしがニューメディア推進連絡会議規約第12条第2項の規定により幹事

に委嘱されている者は、改正後の滋賀県高度情報化推進会議規約第8条第2項の規定により幹事に委嘱されたものとし、その任期は、平成5年3月31日までとする。

付 則 (平成13年6月28日変更)

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年7月17日変更)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年6月5日変更)

この規約は、平成 18 年 6 月 5 日から施行する。

付 則（平成 19 年 6 月 1 日変更）

この規約は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 6 月 16 日変更）

この規約は、平成 21 年 6 月 16 日から施行する。

付 則（平成 23 年 6 月 28 日変更）

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 6 月 27 日変更）

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年 7 月 9 日変更）

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 10 月 11 日変更）

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

NO	種別	会員名称	NO	種別	会員名称
企業			41	2	滋賀県行政書士会
1	1	株式会社あいコムこうか	地方公共団体（市町、県）		
2	1	アイنز株式会社	42	3	大津市
3	1	綾羽株式会社	43	3	彦根市
4	1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	44	3	長浜市
5	1	株式会社エフレボ	45	3	近江八幡市
6	1	株式会社FMおおつ	46	3	草津市
7	1	近江ディアイ株式会社	47	3	守山市
8	1	キステム株式会社	48	3	栗東市
9	1	株式会社京都新聞社滋賀本社	49	3	甲賀市
10	1	京都信用金庫滋賀本部	50	3	野洲市
11	1	京都電子計算株式会社	51	3	湖南市
12	1	株式会社滋賀銀行	52	3	高島市
13	1	株式会社ZTV滋賀放送局	53	3	東近江市
14	1	ソーシャルデータバンク株式会社	54	3	米原市
15	1	ソフトバンク株式会社 CSR本部 地域CSR3部	55	3	日野町
16	1	株式会社ディジ・テック	56	3	竜王町
17	1	株式会社ナユタ	57	3	愛荘町
18	1	東芝データ株式会社	58	3	豊郷町
19	1	NTT西日本株式会社滋賀支店	59	3	甲良町
20	1	日本ソフト開発株式会社	60	3	多賀町
21	1	日本放送協会大津放送局	61	3	滋賀県
22	1	野村證券株式会社大津支店	NPO法人		
23	1	株式会社パスコ滋賀支店	62	4	特定非営利活動法人琵琶故知新
24	1	東近江ケーブルネットワーク株式会社	学術研究機関等		
25	1	びわ湖放送株式会社	63	5	国立大学法人滋賀大学
26	1	富士通Japan株式会社	64	5	公立大学法人滋賀県立大学
27	1	株式会社平和堂	65	5	学校法人立命館 立命館大学
28	1	株式会社HONKI	66	5	学校法人龍谷大学
29	1	RichForward株式会社	67	5	八村 広三郎（特別委員・元会長）
各種団体等			68	5	仲谷 善雄（特別委員・前会長）
30	2	滋賀県中小企業団体中央会			
31	2	滋賀県町村会			
32	2	滋賀県農業協同組合中央会			
33	2	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会			
34	2	一般社団法人滋賀経済産業協会	計	種別	会員数まとめ
35	2	滋賀経済同友会	29	1	企業
36	2	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	12	2	各種団体等
37	2	滋賀県市長会	20	3	地方公共団体（市町、県）
38	2	滋賀県商工会議所連合会	1	4	NPO法人
39	2	滋賀県商工会連合会	6	5	学術研究機関等
40	2	滋賀県信用金庫協会	68	(合計)	

第 1 号議案

滋賀県地域情報化推進会議役員の選任(案)について

滋賀県地域情報化推進会議

滋賀県地域情報化推進会議 役員選任（案）

任期：令和9年3月31日まで

職名	所属	役職	氏名	摘要
会 長	滋賀大学	データサイエンス学部教授	田中 琢真	新任
副会長	滋賀県市長会（滋賀県野洲市長）		櫻本 直樹	新任
副会長	滋賀県商工会議所連合会	会長	河本 英典	留任
監 事	滋賀県町村会（滋賀県豊郷町長）	会長	伊藤 定勉	留任
監 事	日本放送協会大津放送局	技術部長	山元 良男	新任

（順不同、敬称略）

第 2 号議案

令和 6 年度事業報告および収支決算について

滋賀県地域情報化推進会議

滋賀県地域情報化推進会議 令和6年度 事業報告書

【会員数】

推 移	合 計	企 業	団 体	行 政	N P O	特 別
R7.3.31現在	6 8	2 9	1 2	2 0	1	6
R6.3.31現在	7 1	3 2	1 2	2 0	1	6
増 減	▲ 3	▲ 3	0	0	0	0

(1) 企画調整事業

令和6年度は、数年ぶりに総会を対面開催とした。

ア 総会

【第39回総会】

次のとおり開催し、事業計画、収支予算等を審議、決定した。

日 時	令和6年6月18日（火）
場 所	ピアザ淡海3階 大会議室
議 事	(1) 第1号議案 滋賀県地域情報化推進会議規約改正（案）について (2) 第2号議案 滋賀県地域情報化推進会議役員の選任（案）について (3) 第3号議案 令和5年度事業報告および収支決算について (4) 第4号議案 令和6年度事業計画（案）および収支予算（案）について

イ 運営委員会

【第1回】

運営委員会を次のとおり開催し、総会に付議すべき事項等を審議した。

日 時	令和6年6月3日（月）
場 所	滋賀県大津合同庁舎7階 7-A会議室
議 事	(1) 第1号議案 滋賀県地域情報化推進会議規約改正（案）について (2) 第2号議案 滋賀県地域情報化推進会議役員の選任（案）について (3) 第3号議案 令和5年度事業報告および収支決算について (4) 第4号議案 令和6年度事業計画（案）および収支予算（案）について (5) 第5号議案 ICT利活用検討部会設置要領の一部改正について (6) 第6号議案 令和7年度事業の企画提案について

【第2回】

運営委員会を次のとおり開催し、令和6年度提案事業の報告等について審議した。

日 時	令和6年12月19日（木）
場 所	オンライン（Web会議）
議 事	(1) 第1号議案 令和6年度事業の報告について (2) 第2号議案 令和7年度事業の企画提案について (3) 第3号議案 セミナーの開催について

【第3回】

運営委員会を次のとおり開催し、R7事業の企画提案についてプロポーザル方式で審査し、取組の仮決定を行った。

日 時	令和7年3月19日（水）
場 所	滋賀県庁新館7階 システム設計室1A・1B
議 事	令和7年度事業の企画提案の審査

（2）調査研究事業

●「スポーツDXによる地域コミュニティの活性化」に関する調査研究業務

令和5年度に本推進会議会員からご提案いただいた事業について実施した。

スポーツDXによる地域コミュニティの活性化について、今後の各自治体での導入検討に向けて、本推進会議で実証実験を行った。

期 間	令和6年6月末～令和7年1月末
目 的	令和7年（2025年）の「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会」開催を契機に、 ・スポーツDXを活用した街づくり、子ども・子育て支援策等 の展開 ・地域スポーツの応援等によるコミュニティ活性化 ・スポーツを通じ一人ひとりに適した健康増進 等を進めることにより、生き生きと暮らせる情報化社会を実現する。
内 容	スポーツ施設等にスポーツ専用AIカメラを設置し、選手の動き等を追尾した映像を自動生成、映像配信するとともに、応援コミュニティプラットフォームを利用して、チームや選手の応援やコミュニケーションの活性化に繋げる。

●ICT利活用検討部会

令和6年度は新たに構成員となることを希望する方や構成員以外での参加希望者を募集し、活発な議論を図った。

データ連携基盤を用いたデータ利活用について、他自治体の先進事例の研究を行うとともに、今後の滋賀県でのデータ利活用について議論を行った。

【第1回】

日 時	令和6年11月12日（火）
場 所	滋賀県庁東館7階大会議室
内 容	民間データの利活用の推進について 事例紹介/講演（静岡県浜松市）

【第2回】

日 時	令和7年3月26日（水）
場 所	滋賀県庁新館7階システム設計室1A・1B（Web開催併用）
内 容	事例紹介/講演（大阪府スマートシティ戦略部）

(3) 普及啓発事業

●地域情報化セミナー（オープンデータ）

令和6年度のセミナーについては、オープンデータをテーマに総務省の地域情報化アドバイザーによる講演会を実施した。当日は15団体の方に参加いただいた。

日 時	令和7年2月7日（金）
場 所	コラボしが21 3階大会議室
内 容	講演：地域情報化アドバイザー アイパブリッシング株式会社 福島健一郎 様 「オープンデータで創りあげる官民協働のまちづくり」

●滋賀県地域情報化推進会議ウェブサイトの運営

推進会議の趣旨や活動内容を広く知ってもらうために、ホームページのデータを随時更新し、各種イベント、議事概要等の情報を掲出・公開した。

令和 6 年度収支決算（案）

○ 収入の部

（単位：円）

科目	令和 6 年度 予算額	令和 6 年度 決算額	増減	備考
会費	1,036,000	956,000	△ 80,000	8,000円×119.5口
補助金等	0	0	0	
繰越金	6,867,298	6,867,298	0	前年度繰越金
雑収入	40	3,256	3,216	国税還付金、銀行利息
計	7,903,338	7,826,554	△ 76,784	

○ 支出の部

（単位：円）

科目	令和 6 年度 予算額	令和 6 年度 決算額	増減	備考
会議費	163,400	67,660	△ 95,740	
総会	110,000	67,660	△ 42,340	
運営委員会	53,400	0	△ 53,400	
事業費	3,079,000	1,710,300	△ 1,368,700	
調査研究	2,210,000	1,650,440	△ 559,560	R6会員提案事業 調査研究業務
普及啓発	869,000	59,860	△ 809,140	地域情報化セミナー開催費等
研修	0	0	0	
事務費	449,320	250,804	△ 198,516	Zoomライセンス利用料 Googleアカウント利用料等
予備費	4,211,618	0	△ 4,211,618	
計	7,903,338	2,028,764	△ 5,874,574	

繰越額

収入額	¥	7,826,554
支出額	¥	2,028,764
差引（次期繰越）	¥	5,797,790

令和 6 年度会計監査報告

滋賀県地域情報化推進会議令和 6 年度会計の収支決算について、監査を行った結果、その処理は適正であることを認めます。

令和 7 年 6 月 13 日

滋賀県地域情報化推進会議

会 長 酒 井 道 様

監 事

岡本 哲 二

令和 6 年度会計監査報告

滋賀県地域情報化推進会議令和 6 年度会計の収支決算について、監査を行った結果、その処理は適正であることを認めます。

令和 7 年 6 月 30 日

滋賀県地域情報化推進会議

会 長 酒 井 道 様

監 事 伊藤定純

第 3 号議案

令和 7 年度事業計画(案)および収支予算(案)について

滋賀県地域情報化推進会議

令和 7 年度事業計画(案)

【事業方針】

本推進会議では、安全・安心で豊かな地域社会を築くために、産学官が連携・協調を図り、情報化意識の高揚と地域情報化への取組みを進め、県民のICTの利活用の支援・促進や啓発活動を行ってきました。

調査研究活動においては、昨年度に本推進会議会員からご提案いただき、運営委員会で審査した事業の実施を行います。

普及啓発事業においては、会員間の双方向の交流や当会議を通じた先駆的な実践をさらに活性化させる取組を行います。

【事業内容】

1. 企画調整事業

令和 7 年度の事業計画や企画等を議論するため、総会および運営委員会を開催します。

【案】総会：1 回開催

【案】運営委員会：数回開催

2. 調査研究事業

持続可能な共生社会の実現へ向けたAI・IoTの活用事業

令和 6 年度に本推進会議会員からご提案いただき、運営委員会で審査した事業について実施します。

荒廃農地（耕作放棄地）の拡大による地域の荒廃、少子高齢化に伴う農業後継者の不足などの地域課題の解決に向けたAI・IoTの活用について、本推進会議で持続可能な共生社会の実現へ向けた実証実験を行うものです。

R8 事業公募の検討

滋賀県地域情報化推進会議の活性化および地域情報化の一層の推進のため、令和 8 年度事業を会員から公募することを検討します。

3. 普及啓発事業

会員間の双方向の交流や当会議を通じた先駆的な実践をさらに活性化させるため、会員や一般の方々に対し、最新の情報化技術の紹介や情報化事例発表により、ICTのいろいろな場面への活用が社会を豊かに便利にすることを示すことにより、更なる情報化の普及啓発に努めます。

(1) データ連携基盤ワークショップ事業

データ連携基盤の利活用を促進するにあたり、行政のみならず民間企業や大学との連携が不可欠であることから、以下のとおりワークショップ事業を実施いたします。ワークショップの開催については、外部委託により実施します。

① データ連携基盤活用の勉強会

- ・ 先進事例
- ・ データ利活用のあり方

② データ利活用のアイデアワークショップ

- ・ 課題、ユースケースの検討
- ・ グループワーク
- ・ グループのアイデアをワークショップの参加者へ発表

【案】 実施時期 年度後半に予定

(2) 滋賀県地域情報化推進会議ウェブサイトの運営

推進会議の趣旨および活動等を、わかりやすく、タイムリーに県民にお知らせするとともに、会員等に対し、事業内容やその結果、地域情報化に関する情報等の提供を行います。

4. その他

業務効率化の推進

運営委員会や部会、セミナー等をオンラインで開催できるようにするとともに、資料をできる限りデジタルデータ・クラウドに移行させることで、運営委員会や部会座長・主査との密な連携を実現させるとともに、本推進会議が自らデジタル化を実践することによって、その知見を高め合います。

【案】 運用方法 Zoomのライセンス購入

（ウェビナー、ミーティングのライセンス、同時100人まで）
Google Workspace、rakumoのライセンス購入（事務局員にアカウント付与）
Webページサーバー費用、など

令和 7 年度収支予算（案）

○ 収入の部

（単位：円）

科目	令和 6 年度 予算額	令和 7 年度 予算額	増減	備考
会費	1,036,000	956,000	△ 80,000	8,000円×119.5口
繰越金	6,867,298	5,797,790	△ 1,069,508	前年度繰越金
雑収入	40	2,000	1,960	利息収入
計	7,903,338	6,755,790	△ 1,147,548	

○ 支出の部

（単位：円）

科目	令和 6 年度 予算額	令和 7 年度 予算額	増減	備考
会議費	163,400	183,100	19,700	
総会	110,000	133,000	23,000	会場費、設備借上料、会長旅費
運営委員会	53,400	50,100	△ 3,300	会場費、委員旅費等
事業費	3,079,000	3,214,000	135,000	
調査研究	2,210,000	1,745,000	△ 465,000	会員提案事業実施経費
普及啓発	869,000	1,469,000	600,000	データ連携基盤利活用ワークショップ事業 委託費、ウェブサイト運営費
事務費	449,320	465,160	15,840	クラウド運用 文書事務、広報宣伝費
予備費	4,211,618	2,893,530	△ 1,318,088	
計	7,903,338	6,755,790	△ 1,147,548	